

お知らせ

記者発表資料

令和元年7月26日

- 同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ
中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、現場代理人が業務上過失致死により略式命令を受けた下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

豊国工業株式会社

広島県東広島市西条町御菌宇6400-3

2. 指名停止措置期間

令和元年7月26日 ～ 令和元年9月5日（6週間）

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者が元請として施工した、土師ダム利水放流設備点検用ゲート設置工事において、平成30年2月27日に利水放流設備の放流管に点検用ゲートの戸当りを設置するため、潜水作業を開始したところ、水流のある状態で潜水土が潜降したため、放流管内に潜水土1名が吸い込まれ窒息死をした工事関係者事故が発生した。

当事故に対して、当該業者は、元請として潜水作業開始前の安全管理や安全対策が不十分だったと認められたことによる。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）及びこれを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」及び「国土交通省所掌の物品調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第7号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 地方整備局発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上4ヵ月以内</u>

